

平成26年4月1日要領第5号

国立研究開発法人国立がん研究センター物品の調達における電子入札運用基準

(趣旨)

第1条 この運用基準は、国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「センター」という。）において、電子入札システムを使用して行う物品の調達に係る入札等及びこれに関する一連の手続きに関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この運用基準における用語の意義は、次に定めるところによる。

一 電子入札参加資格者

センター競争入札参加資格者名簿に登録されている法人又は個人で、電子入札システムの利用者情報を登録した者をいう。

二 随意契約方式（オープンカウンタ）システム

電子入札システムにおける物品調達用のシステムで、電子入札システムの案件登録時には、見積書を徴取する電子入札参加資格者を選定しないシステムをいう。

(電子入札の対象となる案件)

第3条 電子入札の対象となる物品等の案件は、消耗品全般（試薬、文房具、家電製品、研究材料、書籍、ソフトウェア等）とする。ただし、次の案件を除く。

一 電子入札が不調となり、これ以上の電子入札での入札又は見積書の徴取が見込めない案件

二 その他電子入札を行うことが適当でないと判断される案件

(ユーザID等の再発行)

第4条 ユーザID・パスワード再発行の申請があった場合は、次に掲げる手続きを行うこととする。

一 センター理事長（以下「理事長」という。）は、センター電子入札ユーザID・パスワード再発行申請書を受理したときは、電子入札システム管理者によりパスワードの変更を行い、変更により新たに作成したパスワードを、仮パスワードとする。

二 理事長は、前号で作成した仮パスワードを、センター電子入札システムユーザID・仮パスワード再発行通知書（以下「再発行通知書」という。）により、当該申請者に交付するものとする。また、再発行通知書は写しを控えとして保管するものとする。

三 再発行通知書の交付については、原則として、センター競争入札参加資格者名簿に登録された個人又は法人の代表者若しくは受任者に直接交付しなければならない。

四 再発行通知書を受領する者は、受領時においてセンター電子入札システムユーザID・仮パスワード受領書（以下「受領書」という。）に受領印を押印し、受領書の写しを控えとして保管しなければならない。

五 当該再発行申請者は、受理した仮パスワードを、電子入札システムにおいて速やかに変更処理し、変更後、その旨を理事長に連絡しなければならない。

(電子入札システムにおける入札方法)

第5条 随意契約方式(オープンカウンタ)システムを使用するものとする。

(備考欄等の使用)

第6条 電子入札の案件登録を行う際に、当該案件における留意事項等があるときは、「備考」欄，添付資料にその内容を記載する。

(案件の公開)

第7条 電子入札を行う案件については、原則として、電子入札システム上でのみ案件を公開する。

(同等品審査)

第8条 原則同等品での入札は行わない。

(諸様式)

第9条 この運用基準に関する文書の様式は、別表のとおりとする。

附 則

(施行期日)

この運用基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年要領第1号)

(施行期日)

この運用基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年要領第49号)

(施行期日)

この運用基準は、平成27年10月1日から施行する。